

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>第三十四条の八の二（略）</p> <p>② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>③（略）</p>
<p>現行</p>	<p>第三十四条の八の二（略）</p> <p>② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、<u>放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> <p>③（略）</p>